

万延の改鑄における新旧金貨引替え・引替元金・御手当被下金

青山学院大学大学院 須賀博樹

< 報告要旨 >

本研究では万延の改鑄に伴う大坂両替商の新旧金貨引替えの実態を明らかにする。すなわち、江戸幕府が従来の新旧金貨引替えより短期間・大量の新旧金貨引替えである万延の改鑄を強行していったため文久元年～慶応3年(1861～1867)の間に、どのような譲歩を両替商にしなければならなかったかについて検証する。

まず、元文～安政までの各旧金貨(一部、慶長～享保の各旧金貨も含む)を各大坂両替商(三井組・十人組の「両組引替」、三井組・十人組・住友両替店の「三手引替」、鴻池屋善右衛門ら有力両替商からなる「十五軒組合」)が引替えた金額を「江戸書状控」「京都書状控」「御用留」等(三井文庫所蔵史料)、「古金銀引替御用一件(二)」(大阪大学所蔵鴻池家文書)、「引替古金銀上納請取通」(国立史料館所蔵加嶋屋長田家文書)、「引替古金銀上納請取之通」(大阪商業大学所蔵近江屋森本家文書)より算出する。その新旧金貨引替え額については、三井組が引替元金 233 万 8569 両 3 分で旧金貨 115 万 6766 両 1 朱を、十人組が引替元金 227 万 9140 両で旧金貨 89 万 8223 両 1 分 1 朱を文久元年～慶応3年に引替えた。住友両替店が引替元金 71 万 2600 両で旧金貨 29 万 6763 両 2 分 1 朱を文久元年～慶応2年に引替えた。十五軒組合が引替元金 86 万 1104 両で旧金貨 48 万 2239 両 3 朱を文久元年～慶応元年に引替えた。

次に、幕府の大坂両替商に対する譲歩・妥協を、引替元金の送付方法の変化、両替商への御手当被下金の交付額の割合上昇、両替商への御手当被下金の交付方法の変化、という3つの側面より考察していく。文政・天保の改鑄の際の幕府より大坂両替商への御手当被下金の受取額については、十五軒組合を中心にしてその実態がかなり判明している(鴻池家文書等の記録等でも詳細な記載が認められる)。しかし、万延の改鑄による幕末の新旧金貨引替えでは各大坂両替商がどの位の御手当被下金を幕府より受け取っていたかについては未だ判然としていない。

そのため本研究では、先に述べた各大坂両替商による旧金貨引替え額の状況を基にして、各大坂両替商が幕府より最低でどの位の御手当被下金を受け取っていたかを算出・類推する。それによれば、最低でも、三井組は金 6878 両・銀 34.65 匁、十人組は金 4722 両 3 分 3 朱・銀 40.575 匁、住友両替店は金 1654 両・銀 33.2125 匁、十五軒組合は金 2403 両 2 分・銀 6.99 匁を幕府より受け取っていたと考えられる。

江戸時代の貨幣改鑄は、従来、幕府が貨幣改鑄益金(出目)を得てきたように言われている。しかし万延の改鑄では、幕府はまず旧金貨所持者である引替人へ与える引替誘因の上昇で引替条件を悪化させ、新旧金貨引替えを担当する両替商に対しても引替条件を悪化

させた（引替元金や御手当被下金の面で）。すなわち、本研究では幕府の貨幣改鑄益金の獲得には一定の条件があることが明らかとなった。

< 討論者からのコメント >

同志社大学・鹿野嘉昭

本報告は幕末に実施された万延の改鑄において新金貨の鑄造原材料となる旧金貨をどのようなかたちで回収したのかという問題を研究対象に取り上げ、大坂所在両替商の動きを検討しようとするものである。この改鑄においては二分金が合計 5000 万両という空前の規模で鑄造されたことが良く知られているが、二分金の素材となる地金がどのようなかたちで調達されたかという点に関しては、これまでの間、分析の対象となっていない。その意味で、須賀報告は意義あるものと評価できるが、論点が荒削りな段階にとどまっている点は否めない。そうした点についてさらに検討すれば、価値ある研究論文に仕上げるのではないかと判断している。なお、報告を聞いて気になったのは、以下の 2 点である。

1. 報告では、江戸幕府は万延の改鑄を強行するためにも、譲歩しなければならなかったとされているが、そうした想定は本当に正しいのだろうか。
2. 両替商との引替条件は本当に悪化したといえるのだろうか。表をみる限り、一定の水準に据え置かれていたと考えられるが、いかがか。

< 報告者リプライ >

1 .

鹿野氏の指摘する通り、元文・文政の旧金貨は文政・天保の改鑄の際に幕府が、かなりの量を引替えていると思われ、そのため、万延の改鑄では特に天保小判・天保一分判・古二朱金がその引替えの目標になっている。

本研究は史料が比較的に残る大坂の窓口のみで考察しているため、江戸や京都での引替えについては不明な部分が多い。ただ大坂両替商の新旧金貨引替えの状況では、旧金貨回収高が最も多いのが文久 2 年（1862）で 110 万両を超えていたが、元治元年（1864）には 40 万両を割り、その後も減少していく傾向にあった。

幕府は新旧金貨引替えを続行していくためにも、何らかの譲歩が求められていたと考えられる。大名の蔵屋敷などが集中する大坂という窓口で、地方に残存する旧金貨を集めるため幕府は旧貨幣の所持者の藩などへ「遠国諸入用」という新たな誘引を与え、他方、取引窓口となる大坂両替商にもこれまでの改鑄の時とは異なる譲歩（迅速な「御手当被下金」の交付、引替元金を絶やさずに引替えを継続させるなど）が必要であったと思われる。

2 .

幕府が両替商側に与えた新旧金貨引替えでの「御手当被下金」の割合については、これまで 0.5%しか与えていなかったものを1%に引き上げている。確かに、数字も小さいため幕府の引替条件が本当に悪化しているとは言えないかもしれない。しかし、大坂両替商の立場からすると、両替商の利益というものが銀単位の場合でも匁以下の小額単位である厘・毛を争う商売であり、住友両替店の場合でも商売は牛のよだれみたいなものでコツコツと塵を積んで山にしていくものという立場である。そのため、両替商からすれば引替元金から差し引く形ですぐに交付される「御手当被下金」は魅力ある利益であったと考えられる。

大坂三井両替店の「勘定目録」を見ると、旧金銀貨の引替えの「御手当被下金銀」が銀の単位に直されて計上されており、その動向については窺い知ることができる。しかし、大坂三井両替店が正確に受け取った金銀額や、「御手当被下金銀」が会計上どのように処理されているかについての史料からは見出すことはできなかった。

引き続き、幕府が両替商側に与えた誘引と両替商側の考え方については今後も検討していきたい。